

岡山県神社庁

設立六十周年を迎え

年頭のご挨拶



岡山県神社庁庁長

湯 浅 正 敬

謹んで輝かしい皇紀二千六百六十六年の新春を迎え、先ず以て、聖壽の万歳、皇室の弥栄と国家の隆昌、そして県内各神社社頭の御神威昂揚と、神職氏子崇敬者各位の御健勝をお祈りし、新年のお慶びを申し上げます。

祝い申し上げますと共に、末永いお幸せをお祈り致します。

又、昨年はこの岡山の地にて第六十回国民体育大会、第五回全国障害者スポーツ大会が開催され、天皇皇后両陛下、皇太子殿下を始めご皇族の方々の行幸啓・御来県賜りましたこと、慶祝至極に存じ上げます。国旗の作成や当日の御奉迎行事などでは多くの方々の御

協力を頂き、恙なく御奉迎させていただきましたこと、改めてお礼申し上げます。

さて、本年は岡山県神社庁設立六十周年という節目の年にあたります。五十五周年記念事業として始められた新庁舎建設事業も、県内神職・総代・岡山県遺族連盟・岡山県神社庁舎建設奉賛会等々多数の方々の御尽力・御協賛により、平成十五年十月三十一日に無事竣工致しましたが、今後、多様化する世相とそれに対応すべき庁務を考へるとき、この新庁舎を積極的に活用せられまして、各部署がそれぞれ旧壁を打破され、温故知新の精神で鋭意邁進されることを期する次第でございます。

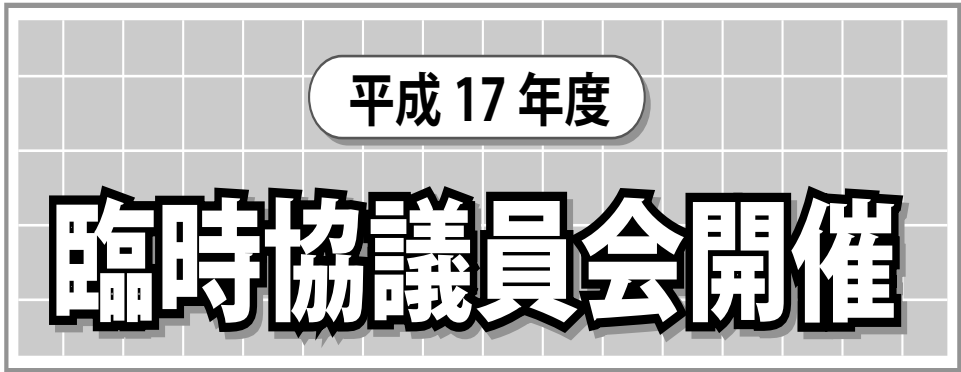
残念ながら皆様ご承知の通り、全国における近年の大麻頒布数は、減少の一途でございますが、平成二十五年の第六十二回式年遷宮に向け七年間に亘り、モデル支部制度が始まっております。対象の支部はもとよりですが、各支部それぞれの特徴を生かされた活動を展開され、何卒増頒布に繋がる、積極的かつ前向きな取り組みが成されまして、来る御遷宮を国民挙ってお祝いさせていただけますようお願い致します。

国の戦没者追悼の為の新施設構

想や皇位継承問題など時局問題も山積している昨今ではございますが、当庁におきましても、神道教治連盟岡山県本部・日本会議岡山等の関係団体共々皇室敬慕の念の喚起と、麗しき日本の伝統・精神の継承の為に更なる運動を展開していく所存でございます。今後とも尚一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年も皆様方にとりまして、最良の佳き年となりますよう、心より祈念申し上げます。年頭の御挨拶と致します。





麻申込みが前年度に比し減体であること等を述べられた。

議事に入り

議案第一号

平成十六年度岡山県神社庁一般

会計歳入歳出決算（別掲決算書

参照）

議案第二号

平成十六年度岡山県神社庁別途

会計収支決算

議案第三号

平成十六年度岡山県神社庁事業

会計決算

が一括上程され審議された。

第一号議案については補足的な説明がなされ全般的な質疑に移った。

第二号議案別途会計の中で、退職給与積立金会計から共済掛金三十六万円の支出があるがこれは一般会計から出すべきではないか、との質問には調査の上、善処したいとの回答であった。

第三号議案については、利益処分計算書が添付されていない、との質問には調査の上、必要ならば次年度から添付する、とのことであった。

議案第四号

岡山県神社庁財産目録

一般神社が作成する財産目録には、基本財産・特別財産・普通財

産全てを記載しているが、岡山県神社庁財産目録には基本財産しか示されていない、という指摘があり、次年度からは全て示すという事であった。

議案第五号

平成十七年度岡山県神社庁一般

会計歳入歳出補正予算案（別掲

補正予算書参照）

第五号議案については、その中

で次期式年遷宮準備金の追加金額が提示され、議論となったが、その他の補正項目共々採決の結果了承された。

議案第六号

岡山県神社庁規則施行細則の一

部改正の承認案（別掲施行細則

参照）

議案第七号

岡山県神社庁協議員会規則の制

定案（別掲協議員会規則参照）

第六号・第七号議案も一括上程

され、審議された。施行細則では一部支部の名称が変わっていること、また、支部長が役員又は監事になった場合、その支部では副支部長が協議員になる（神社庁規則第十三条）が、協議員である副支部長が協議員会に出席できないとき、この細則によりその支部では代理人を出席させることができな

い。

岡山県神社庁規則施行細則及び協議員会規則が制定され、ここにその全文を掲載いたします。

岡山県神社庁規則施行細則

第一条 本施行細則は、岡山県神社庁規則（以下「規則」という。）第五十一条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 規則第三十七条に規定する本神社庁の支部は、次の支部とする。

- 1、岡山支部
- 2、倉敷支部
- 3、津山支部
- 4、玉野支部
- 5、玉島支部
- 6、児島支部
- 7、御津南支部
- 8、御津北支部
- 9、御津東支部
- 10、赤磐郡支部
- 11、和気備前支部
- 12、邑久西大寺支部
- 13、上道西大寺支部
- 14、都窪支部
- 15、浅口郡支部

（5ページへ続く）

去る平成十七年十一月十六日岡山県神社庁講堂において平成十七年度臨時協議員会が開催された。開会儀礼の中で庁長は、清子内親王のご結婚の事、国体に際し天皇皇后両陛下下行幸啓のこと、神宮大

平成 16 年度	
岡山県神社庁	
一般会計決算書	
平成 16 年 7 月 1 日～平成 17 年 6 月 30 日	
歳入総額	131,520,691 円
歳出総額	106,876,377 円
差引残高	24,644,314 円

歳入の部

科 目	予算額	決算額	差 異
I 神 饌 及 幣 帛 料	1,050,000	1,005,000	45,000
1 本 庁 幣	600,000	626,000	△26,000
2 神 饌 及 初 穂 料	450,000	379,000	71,000
II 財 産 収 入	25,000	30,124	△5,124
1 基 本 財 産 収 入	25,000	30,124	△5,124
III 負 担 金	36,920,000	36,894,310	25,690
1 神 社 負 担 金	25,844,000	25,801,890	42,110
2 神 職 負 担 金	9,230,000	9,249,270	△19,270
3 支 部 負 担 金	1,846,000	1,843,150	2,850
IV 交 付 金	67,795,000	68,002,100	△207,100
1 本 庁 交 付 金	1,200,000	1,394,100	△194,100
2 神 宮 神 徳 宣 揚 費 交 付 金	66,300,000	66,300,000	0
3 本 庁 補 助 金	295,000	308,000	△13,000
V 寄 付 金	4,137,840	4,277,840	△140,000
1 神 社 特 別 寄 附 金	3,000,000	3,110,000	△110,000
2 寄 付 金	150,000	180,000	△30,000
3 指 定 寄 付 金	987,840	987,840	0
VI 諸 収 入	2,870,000	1,923,060	946,940
1 表 彰 金	50,000	81,884	△31,884
2 預 金 利 子	20,000	258	19,742
3 申 請 料 ・ 任 命 料	2,100,000	993,378	1,106,622
4 雑 収 入	700,000	847,540	△147,540
VII 繰 入 金	2,500,000	2,500,000	0
1 繰 入 金	2,500,000	2,500,000	0
当 期 歳 入 合 計	115,297,840	114,632,434	665,406
前 期 繰 越 金	6,000,000	16,888,257	△10,888,257
歳 入 合 計	121,297,840	131,520,691	△10,222,851

歳出の部

科 目	予算額	決算額	差 異
I 幣 帛 料	3,000,000	2,991,000	9,000
1 本 庁 幣	2,300,000	2,250,000	50,000
2 神 社 庁 幣	700,000	741,000	△41,000
II 神 事 費	300,000	263,474	36,526
1 神 饌 奉 斎 費	300,000	263,474	36,526
III 事 務 局 費	29,259,000	22,712,181	6,546,819
1 表 彰 並 び に 儀 礼 費	700,000	441,298	258,702
(1 各 種 表 彰 費)	500,000	351,298	148,702
(2 慶 弔 費)	200,000	90,000	110,000
2 会 議 費	300,000	191,684	108,316
3 役 員 関 係 費	1,570,000	1,493,480	76,520

科 目	予算額	決算額	差 異
(1 役 員 報 酬)	1,100,000	1,122,000	△22,000
(2 教 諭 師 関 係 費)	250,000	251,480	△1,480
(3 視 察 研 修 費)	100,000	0	100,000
(4 地 区 会 議 関 係 費)	120,000	120,000	0
4 給 料 及 び 福 利 厚 生 費	16,639,000	11,364,666	5,274,334
(1 給 料)	9,073,000	6,353,760	2,719,240
(2 諸 手 当)	5,366,000	3,628,546	1,737,454
(3 各 種 保 険 料)	2,100,000	1,318,396	781,604
(4 職 員 厚 生 費)	100,000	63,964	36,036
5 庁 費	5,400,000	4,563,728	836,272
(1 備 品 費)	250,000	249,666	334
(2 図 書 印 刷 費)	400,000	383,104	16,896
(3 消 耗 品 費)	850,000	884,228	△34,228
(4 水 道 光 熱 費)	1,300,000	892,305	407,695
(5 通 信 運 搬 費)	1,300,000	1,120,980	179,020
(6 備 人 費)	1,200,000	976,000	224,000
(7 雑 費)	100,000	57,445	42,555
6 交 際 費	600,000	733,856	△133,856
7 旅 費	3,400,000	3,401,635	△1,635
8 管 理 費	650,000	521,834	128,166
IV 指 導 奨 励 費	7,020,000	6,210,113	809,887
1 教 化 事 業 費	2,800,000	2,596,431	203,569
2 青 少 年 対 策 費	300,000	214,543	85,457
3 神 社 庁 研 修 所 費	1,050,000	706,340	343,660
(1 研 修 費)	700,000	471,340	228,660
(2 研 修 奨 励 費)	350,000	235,000	115,000
4 祭 祀 研 究 費	650,000	660,670	△10,670
5 各 種 補 助 金	2,220,000	2,032,129	187,871
(1 神 青 協 補 助 金)	500,000	500,000	0
(2 氏 青 協 補 助 金)	50,000	50,000	0
(3 県 教 神 協 補 助 金)	50,000	50,000	0
(4 女 子 神 職 會 補 助 金)	150,000	150,000	0
(5 県 教 婦 連 補 助 金)	50,000	50,000	0
(6 神 突 部 補 助 金)	70,000	70,000	0
(7 作 州 神 突 部 補 助 金)	20,000	20,000	0
(8 支 部 長 懇 話 會 補 助 金)	200,000	200,000	0
(9 神 宮 大 祭 派 遣 補 助 金)	30,000	30,000	0
(10 神 職 養 成 補 助 金)	200,000	12,129	187,871
(11 地 区 大 会 援 助 金)	900,000	900,000	0
V 各 種 積 立 金	9,687,840	9,687,840	0
1 職 員 退 職 給 与 積 立 金	1,000,000	1,000,000	0
2 役 員 退 任 奨 励 金 積 立 金	200,000	200,000	0
3 庁 舎 管 理 資 金 積 立 金	2,500,000	2,500,000	0
4 次 期 式 年 選 官 準 備 金	5,000,000	5,000,000	0
5 災 害 見 舞 金 積 立 金	987,840	987,840	0
VI 神 社 関 係 者 大 会 費	600,000	600,000	0
1 神 社 関 係 者 大 会 費	600,000	600,000	0
VII 負 担 金	22,059,000	21,969,480	89,520
1 本 庁 災 害 認 謝 負 担 金	55,000	55,000	0
2 本 庁 負 担 金	5,500,000	5,500,000	0
3 本 庁 特 別 納 付 金	13,550,000	13,494,640	55,360

科 目	予算額	決算額	差 異
4 支 部 負 担 金 報 奨 費	2,954,000	2,919,840	34,160
VIII 渉 外 費	480,000	340,820	139,180
1 友 好 団 体 関 係 費	180,000	138,000	42,000
2 時 局 対 策 費	200,000	100,000	100,000
3 同 和 対 策 費	100,000	102,820	△2,820
4 神 政 連 関 係 費	0	0	0
IX 神 宮 神 徳 宣 揚 費 交 付 金	34,640,000	34,640,000	0
X 大 麻 頒 布 事 業 関 係 費	7,500,000	6,961,469	538,531
1 大 麻 頒 布 推 進 費	950,000	822,480	127,520
2 頒 布 事 務 費	750,000	607,333	142,667
3 頒 布 事 業 奨 励 費	5,800,000	5,531,656	268,344
XI 予 備 費	6,752,000	500,000	6,252,000
当 期 歳 出 合 計	121,297,840	106,876,377	14,421,463
次 期 繰 越 金	0	24,644,314	△24,644,314
歳 出 合 計	121,297,840	131,520,691	△10,222,851

注 1 差異は、決算額が予算額に比し、超過した場合△で表示する。

平成 17 年度	
岡山県神社庁	
一般会計補正予算案	
平成 17 年 7 月 1 日～平成 18 年 6 月 30 日	

歳入の部

科 目	補正予算額	即決予算額	増減(△)
VII 繰 入 金	3,000,000	2,500,000	500,000
1 繰 入 金	3,000,000	2,500,000	500,000
当 期 歳 入 合 計	113,891,000	113,391,000	500,000
前 期 繰 越 金	24,644,314	6,000,000	18,644,314
歳 入 合 計	138,535,314	119,391,000	19,144,314

歳出の部

科 目	補正予算額	即決予算額	増減(△)
III 事 務 局 費	27,870,000	26,280,000	1,590,000
4 給 料 及 び 福 利 厚 生 費	1,934,000	1,494,000	540,000
(1 給 料)	7,000,000	6,660,000	340,000
(2 諸 手 当)	3,900,000	3,800,000	100,000
(4 職 員 厚 生 費)	250,000	150,000	100,000
5 庁 費	6,250,000	5,550,000	700,000
(6 備 人 費)	2,000,000	1,500,000	500,000
(7 雑 費)	300,000	100,000	200,000
6 交 際 費	1,200,000	850,000	350,000
V 各 種 積 立 金	18,200,000	13,200,000	5,000,000
4 次 期 式 年 選 官 準 備 金	10,000,000	5,000,000	5,000,000
VI 神 社 関 係 者 大 会 費	2,000,000	600,000	1,400,000
1 神 社 関 係 者 大 会 費	2,000,000	600,000	1,400,000
XI 予 備 費	14,200,214	3,046,000	11,154,214
当 期 歳 出 合 計	138,535,314	119,391,000	19,144,314
歳 出 合 計	138,535,314	119,391,000	19,144,314

- 16、笠岡支部
 17、矢掛美星支部
 18、井原後月支部
 19、吉備支部
 20、高梁上房支部
 21、川上支部
 22、新見支部
 23、真庭郡支部
 24、勝田支部
 25、英田支部
 26、英北支部
 27、久米支部
- 第三条 岡山県神社庁指定団体は次の団体とする。
- 一 岡山県神道青年協議会
 二 岡山県女子神職会
 三 岡山県教育関係神職協議会
 四 岡山県氏子青年協議会
 五 岡山県敬神婦人連合会
- 第四条 規則第六条、第七条及び十八条に規定する者の選出方法は、次の通りとする。
- 2 庁長、副庁長、理事六名、監事は、神職とし、残る理事二名は、総代とする。
- 3 庁長を除く神社本庁評議員は、副庁長及び総代中から選出する。
- 4 議長は、神職、副議長は、総代中から選出する。
- 5 庁長、副庁長、神職理事の内三名及び監事は、備前、備中、

美作地区（以下旧三国という）に関係無く選出し、残る理事三名は、旧三国から各一名ずつ選出する。

6 総代理理事三名、副議長及び神社本庁総代評議員は、岡山県神社総代会において推薦された者とする。

第五条 規則第十三条に規定する協議員には次の者を含まなければならない。

一 管内神職中から庁長が指名した者の内に、本施行細則第三条第一項第一号、二号、三号の各会長及び岡山県神社庁神楽部長。

二 神職以外の神社の役員又はその他の者の内から庁長が指名した者の内に、本施行細則第三条第一項第四号、五号の各会長。

第六条 協議員会への代理出席が認められるのは、次の者に限る。

一 規則第十三条第一項第一号本文に規定する協議員の次席者。

二 指定団体及び岡山県神社庁神楽部の長である協議員の次席者。

第七条 規則第十二条に規定する顧問及び参与は、次の通りとする。

顧問 神社庁正副庁長を退任した者の内から庁長が選任する。

参与 神社庁理事、監事、支部長を退任した者及び、神社庁に対し功績があつた者の内から庁長が選任する。

第八条 議員が、協議員の三分の一以上が署名した協議員会の開催を庁長に提出したときは、庁長は、一月以内に協議員会を招集しなければならない。

第九条 本施行細則の改正は、神社庁役員会の議決を経て、協議員会の承認を得なければならない。

附則
 この施行細則は平成十七年七月一日から施行する。
 この施行細則の改正は平成十七年十一月十六日から施行する。

岡山県神社庁協議員会会議規則

第一章 総則

第一条 協議員（以下「議員」という）の議席は、予めこれを定める番号を付する。

第二条 会議録に署名する協議員は、二名とし、会議の始めに議長が指名する。

第三条 当庁の役員及び参与は、協議員会（以下「会議」という）に出席して発言することができる。

る。但し、議決に加わることはできない。

第四条 議員は、議場において互いに規律を守らなければならない。

第五条 この規則の疑義は議長がこれを決する。但し、異議があれば討論を用い不得で会議に諮り、その可否を決する。

第二章 委員会

第六条 会議において委員会設置の必要を認めるとき、議長は、庁長と協議して委員を委嘱する。

第七条 委員の任期は、会期中とする。但し、議長が必要と認めるときは、延長することができる。

第八条 委員の数及び審議する事件は、会議の議決で定める。

第九条 委員は、委員長を互選する。

第十条 委員長及び委員が、その職を辞するとき、議長の承認を得なければならない。

第十一条 委員会は、会議の時間中には開くことができず、但し、議長の承認を受けたときは、この限りでない。

第十二条 委員長は、会議から付託された事件について、委員会の審議経過及び結果を会議に報告しなければならない。

第十三条 委員長は、前条の報告において自己の意見を加えては

ならない。

第十四条 議長は、委員会に出席して発言することができる。但し、議決に加わることはできない。

第三章 議事

第十五条 議員が議案を発議しようとするときは、その案を具え、理由を付け、議員二人以上の賛成者と共に署名捺印して、会議二十日前までに議長に提出しなければならぬ。但し、神社庁支部及び指定団体の決議に基づく議案を当該支部選出の議員及び当該団体選出の議員から発議するときは、別に賛成者を要しない。

第十六条 議長は、議場整理のため必要があると認めたとときは、発言を止め又はこれを取り消し、或いは退場させることができる。

第十七条 議案は、その説明、質疑、討論の順序を経て審議する。

第十八条 質疑が終わったときは、議長は質疑の終局を宣言し、討論に入る。

第十九条 討論が終わったときは、議長は討論の終局を宣言し、採決に付する。

第二十条 議長は、会議に諮り質問又は討論の時間を制限することができる。

第二十一条 会議は、修正決議の条項及び字句の整理を議長に委任することができる。

任することができる。

第二十二条 議長は、表決を採らうとするときは、表決に付する問題を宣告する。議長が表決に付する問題を宣告した後は、何人も議題について発言することができない。

第二十三条 表決は次の何れかによる。
一 発声による方法
二 賛否に組分けする方法
三 投票による方法

議長は、表決の結果を宣告しなければならぬ。

第二十四条 議長が必要と認めるとき又は、議員からの日程変更の動議があつたときは、討論を用いないで会議に諮り、日程を変更することができる。

第二十五条 緊急動議は、日程を変更して議題とされる。

第二十六条 議事手続きについての動議は、直ちに議題とされる。

第二十七条 議員が発言しようとするときは、挙手して議長の許可を受け、議席番号及び自己の氏名を述べなければならない。

第二十八条 発言は、議題の外に涉り又はその範囲を越えてはならない。

第二十九条 議案については、先ず発議者がその趣旨及び内容について説明する。

第三十条 議長が討論しようとするときは、議員席につかなければならない。

議長が討論したときは、その議題の表決の終わるまで議長席に復することができない。

第三十一条 議員は、質疑及び討論終局の動議を提出することができる。

第三十二条 議員は、質疑及び討論終局の動議を提出することができる。

第三十三条 議員は、質疑及び討論終局の動議を提出することができる。

第三十四条 事務局局長は、議長の指揮を受けて会議に属する庶務を掌理する。

第三十五条 事務局局長は、議長の指揮を受けて会議に属する庶務を掌理する。

第三十六条 本規則の改正は協議員会の議決を経なければならない。

附則
この規則は平成十七年十一月十六日から施行する。

第三十七条 事務局局長は、議長の指揮を受けて会議に属する庶務を掌理する。

第三十八条 本規則の改正は協議員会の議決を経なければならない。

附則
この規則は平成十七年十一月十六日から施行する。

第三十九条 事務局局長は、議長の指揮を受けて会議に属する庶務を掌理する。

第四十条 本規則の改正は協議員会の議決を経なければならない。

新人紹介

河野みどり 河野みどり

九月二日から囑託として神社庁に勤めさせて頂くことになりました。初めてのことはばかりで、周りの皆さんに助けられながらなんとか勤めております。皆様にもご迷惑をおかけすると思いますが、どうぞよろしくお願い致します。

年始 年末
神社庁閉庁の
お知らせ
12月29日(木)
から
新年1月4日(水)
閉庁致します



岡山県神社庁庁報は平成十八年の正月号で百号を迎える。戦後の

何もない混乱期、昭和二十二年七月に神社新報岡山附録として産声をあげた。B四のザラ紙にガリ版で印刷した質素なものであったが、このような状態が五年間第十二号まで続き、「庁報」としては昭和二十九年二月発行の第十三号である。その間の関係者の苦勞は大変なものであったが、現在まで百号の内今号では昭和二十年代の庁報の軌跡をたどり見つかった庁報から各号の記事の題目を抜粋して、長い足跡を振り返ってみよう。

神社新報岡山附録 第一号
ガリ版 一ページ
発行 昭和二十二年七月
「予定計画中の附録愈々七月号より実現し、毎月一回発行します。」とあ



ガリ版刷りの創刊号

り、神社新報の岡山附録として始まった。

掲載記事

- ①人事②神職養成講習会開催③境内地譲与売払に関する件④本年度事業遂行に関する件⑤新刊書紹介取次⑥各支部の活動状況⑦神社の特殊行事神職の消息等の

原稿掲載依頼⑦物資配給の件⑧震災見舞金贈呈⑨理事会

神社新報岡山附録 第二号
ガリ版 一ページ

発行 昭和二十二年七月二十六日
八月二十五日の間（発行日が無く記事から推測）

掲載記事

- ①人事②全国教化委員会講習会③神職養成講習会④國學院大學祭式講習会案内⑤宗教平和會議中国地区大会⑥震災被害神社から御見舞御礼⑦幣帛料供進規程⑧本務兼務辞令に対する寄付の御願⑨幣帛料の供進方法⑩幣帛料支給方法⑪各郡市神職本務神社名鎮座地例祭日宮司氏名現住所届出の御願⑫吉備津神社 献詠歌募集

神社新報岡山附録 第三号
ガリ版 一ページ

発行 昭和二十二年十月六日～十一月十二日の間（前号に同じ）

掲載記事

- ①天皇陛下奉迎献詠募集②御安泰祈願祭③資材配給の件④紙類配給の件⑤麻布配給の件⑥大麻暦の頒布⑦階位授与⑧帰還報告⑨支部新設⑩支部長委嘱⑪境内地譲与申請用紙到着⑫境内地譲

与申請手続上の注意⑬関東地方水害見舞金募集の件⑭総代崇敬者による寄贈報告願⑮火災防止盗難予防⑯新報購読料納付の件

神社新報岡山附録 第四号
ガリ版 一ページ

発行 昭和二十三年一月一日



掲載記事

- ①境内地譲与売払申請手続②保管林譲与に関する手続協議打合せ③国有境内地譲与申請書提出受付④対策費募集標準⑤第一回沖田神社奉願俳句募集⑥橋本元庁長真金町長就任⑦協議員会⑧人事⑨未承認神社への注意事項⑩国有境内地の注意事項⑪申請手続書類提出点検予定表

神社新報岡山附録 第五号

ガリ版 一ページ

発行 昭和二十三年六月十四日
七月十日の間(同)

掲載記事

- ①神社境内地譲与申請手續完了
- ②人事異動③諸会議④神職養成臨時速成講習会⑤大麻暦初穂料改正⑥祭式行作法並教化講習会

神社新報岡山附録 第六号

ガリ版 一ページ

発行 昭和二十三年七月二十六日
掲載記事

- ①社寺国有境内地立木等伐採に就いて②神社境内地立木伐採に就いて③神社財産処分について④通信について⑤諸会合⑥中央地方境内地処分審査委員会⑦未登記神社の処理に就いて⑧社任用奉書半紙若干入荷⑨福井石川県地方震災見舞金募集⑩大麻暦頒布予定数申込みの御願⑪神宮崇敬者名簿提出の御願

神社新報岡山附録 第七号

ガリ版 一ページ

発行 昭和二十三年九月六日
十日の間(同)

掲載記事

- ①神社所有財産処分に就いて②

神宮崇敬者名簿提出の御願③

大麻暦頒布成績向上の御願④

振替口座利用について⑤敬弔⑥罹災見舞募集⑦講習会状況その他

⑧神社新報購読料払込の御願

神社新報岡山附録 第八号

ガリ版 一ページ

発行 昭和二十三年十一月十三日
二十三日の間(同)

掲載記事

- ①神職教員兼務の件②国有境内地譲与に関する件③鉄砲所持禁止法に関する件④敬弔⑤支部長更迭⑥会議⑦大麻暦頒布現状に就いて⑧神職用浅沓配給⑨神酒配給⑩半紙奉書配給⑪神社財産処分申請に就いて

神社新報岡山附録 第九号

ガリ版 二ページ

発行 昭和二十五年一月
掲載記事

- ①昭和二十四年中の活動状況②二十五年実施計画③国有境内地譲与売却問題進捗状況④神宮大麻初穂料納付期限⑤負担金完納の件⑥神社庁事務分担表⑦岡山県神職歌道会発会⑧神社数神職数⑨文書提出期限厳守の事⑩記事投書願⑪予定事項⑫岡山県青年神職会入会の案内⑬神社新

報購読料納付願⑭書籍半紙頒布案内

神社新報岡山附録 第十号

ガリ版 一ページ

発行 昭和二十六年一月
掲載記事

- ①昭和二十六年に於ける二大眼目一、宗教法制定施行に関する対策一、神宮式年遷宮奉賛会の事業目的達成②昭和二十五年二級神職昇格者③昭和二十五年中神社本庁被表彰者④昭和二十四年度大麻暦頒布優良従事者表彰⑤昭和二十五年中物故二級神職⑥昭和二十五年中活動概況⑦事務促進の件⑧各郡市支部奉賛会事業促進の件⑨神社明細帳調の件⑩神社火災並盗難防止の件⑪新作宮司舞及乙女舞普及講習会の件⑫宗教法入法講習会に就いて⑬神社新報購読料金並購読整理の件

第十一号

未入手

神社新報岡山附録 第十二号

ガリ版 一ページ

発行 昭和二十七年七月十五日
掲載記事

- ①庁規改正の件②役員改選③二

級神職④本庁表彰⑤二級神職帰幽⑥操山神社名改正⑦宗教法入法切替事務⑧伊勢神宮式年遷宮奉賛会の件⑨神宮参宮講結成⑩神社本庁会館建設⑪諸御願⑫本庁評議員岡山県定員三名選出者

岡山県神社庁庁報(第十三号)

印刷 八ページ

発行 昭和二十九年二月二十日

「往来神社新報の附録として第十二号まで発行しましたが今般都合により改題して毎年四回(一、四、七、十)月に発行して御手許へお届けすることに致しました将来之を愛して育てて健全の発達を見る様に御支援御協力をお願い申し上げます庁報の記事は法令通達等より神社庁の活動情勢県内外の神社の特殊記事など参考となるべき事項を集録したいと思っておりますが、あつたら原稿をお届け下されば掲載してお応えいたします尚初号からご保存下さつて参考に供して頂きたいと、お願い致します。」

掲載記事

- ①庁長年頭の辞②庁報発刊について③支部長調④役職員調⑤教化講習会予告⑥岡山県神社庁舎



13号から活字印刷となる

建設に就いて⑦表彰⑧淨階受領者⑨神社本庁評議員、神社庁協議員⑩唐川宮司の光栄⑪全国神職大会⑫宗教法令以後の重要事務⑬神道教養選書紹介⑭階位検定について⑮神職並総代の協力によって⑯昭和二十八年年度岡山県神社庁予算書⑰第五十九回式年遷宮奉賛会募金現況⑱伊勢参宮旅行団結成⑲昭和二十八年日誌より

岡山県神社庁庁報 第十四号

印刷 六ページ

発行 昭和二十九年四月二十日

掲載記事

- ①庁長挨拶(神社と日本民族)
- ②階位検定並授与手続③刊行物調査④宗教法人の登記⑤神社境内地並境内建物の処分に關する件⑥神社に常備すべき帳簿⑦岡山県神職歌道会昭和二十九年年度兼題⑧神社財産処分承認申請書⑨市町村合併による変更登記の件⑩神社有土地払下⑪境内地讓

- 与手續苦心思出の記⑫神社調査⑬神社の財政強化に就いて⑭神宮参拝記⑮神社神道昂揚資金造成計画⑯大塚信男翁退職記念品贈呈者名簿⑰教化講習会開催⑱神道教養選書発刊

岡山県神社庁庁報 第十五号

印刷 八ページ

発行 昭和二十九年七月一日

掲載記事

- ①昭和二十九年事業計画②参考図書発行③階位検定願、階位授与願書式④町村合併による廃棄書類の保存について⑤支部長会開催⑥評議員会⑦神社事務担当者会⑧表彰⑨町村合併等に伴う宗教法規規則変更手続について⑩昭和二十九年一月～六月迄半ケ年の日誌⑪神社に対する固定資産税について⑫宗教法施行対策費決算書⑬昭和二十八年年度事業実施報告書⑭昭和二十九年年度岡山県神社庁予算書⑮昭和二十七年年度岡山県神社庁決算書⑯信仰雑話⑰教化講習会録

岡山県神社庁庁報 第十六号

印刷 六ページ

発行 昭和二十九年十月十日

掲載記事

- ①庁長挨拶(神社の祭) ②神社

- 中心の教化に就いて③氏子総代会結成の件④備前旧藩主の神社制度確立の実績に付て⑤俸給令改正⑥教育関係神職協議会に参加して⑦講習会並協議会開催予告⑧承継登記の件⑨美星町合併報告祭⑩神社の実態調査⑪明治神宮復興奉賛会岡山県本部結成⑫庁舎建設の件



「庁報」となる18号



現在と同じロゴになる28号

〇名称形態について

第一号から第十二号まで「神社新報岡山附録」として発行、ガリ版刷りで一ページ若しくは二ページである。以降第十三号から「岡山県神社庁庁報」として発行。今と同じ印刷になり、六ページから

八ページとなる。

〇発行年月日について

第一号に「毎月一回発行します。」とあり、第四号までは凡そ毎月発行されていたが、その後長いところでは一年以上も発行が途絶えていたところもある。第九号に「本附録は一時中止せしも本年より年四回一学期毎に発行すべきに付・・・」とあったが、次の第十号は一年後の発行となっている。岡山県神社庁庁報と改題されてからの昭和二十九年は、予定通り年四回の発行となっている。尚、上記記載の発行年月日中「〜」のついでいるものは、はっきりした記載が無く、掲載記事中の年月日から推測したものである。

〇掲載記事内容

第一号から暫々目立つ記事は「境内地讓与手続」に關するものである。昭和二十三年五月一日迄に提出しなければその権利を失うとあり、神社庁挙げて皆で苦心した様子が見て取れる。第五号に「神社境内地讓与申請手続完了」とあったが、特に奉証に苦慮され、提出したものの奉証不足でその処理が遅々として進まない様子が第八号、第九号に掲載されている。

その他法令手続に関するものも多々見られる。

二十年代中盤以降は、神社庁事務分担、庁規改正、各種講習会等の記事が見られ、いよいよ神社庁、各神社の発展に向け進んでいく様子が見られる。

◎境内地譲与について

境内地譲与の件については、第一号から昭和二十九年発行の第十四号の境内地譲与手續苦心思出の記に至るまで、各号にて記事が多々見られる。何故これについての記事が重要で多く見られたかは、当時の時代背景に原因がある。(大蔵省財務局五十年史から)

昭和二十二年制定の新憲法第八十九条の規定により、公の財産を宗教上の使用に供することが禁じられたため、終戦までの長期にわたった国と社寺の関係を清算する必要があった。

○社寺境内地固有財産の歴史的経緯

社寺境内地の問題は明治維新にさかのぼる。

幕府の大政奉還と諸侯の版籍奉還に次いで、明治四年太政官布告により、社寺に対し「必要な境内地等を除くほかの社寺領」の土地を命ぜられた。

さらに明治六年の太政官布告「地租改正条例」に基づく官民有区分に当たっては、祭典・法要に必要な境内地についても民有の確証のないものは官有地に編入された。

その後明治三十二年「国有土地森林原野下戻法」が制定され、民有の証があるものについては下戻処分により元の所有者に返還する処理を行ったが、申し出の期限が一年であったこと、事実の主張をしなかったものもあるなど社寺にとつて少なからず酷な取扱いであった。

このような経緯があったため、大正十年「国有財産法」(旧)が制定された際、第五条では「神社・寺院が合併した場合、必要でなくなった跡地については、合併した神社又は寺院に譲与できる」とこととなり、第二十四条では「寺院境内地は雑種財産として当該寺院に無償で貸し付けたものとみなす」取扱をすることとなった。

その後昭和十四年に「宗教団体法」が制定されたことに伴い、「寺院等二無償ニテ貸付テアル国有財産ノ処分ニ関スル法律」が制定され、一定期間内に申請した場合は、「寺院境内地処分審査会」の諮問により、必要な部分は譲与され、

譲与が認められない部分も時価の半額で売却することができることとなった。

これにより、国有境内地の処理の方向が定められ、その実施が軌道に乗りかけたところで、戦争が激しくなってきたため、昭和十八年十月の審査会を最後に処分事務は停止されるに至った。

○戦後における社寺境内地の処理

連合軍は占領政策の柱の一つであった宗教に関する民主化のため、特に神道及び神社に対する公の関与を排除するため、昭和二十年十月四日に政治的、社会的及び宗教的事由に対する制限の除去に関する件」次いで十二月十五日には「神道に対する政府の補償、支援、保全、監督並びに弘布の廃止に関する件」の指令を出した。

これに基づき、日本政府は昭和二十一年二月「官国幣社経費二関スル法律廃止等ノ件」を制定し、従来公用財産として扱っていた社寺境内地を雑種財産に改め、所管を内務省から大蔵省へと変更したものの、寺院境内地同様に国から無償貸付されたものとして残された。

しかしながら、新憲法の規定に抵触する社寺への国有財産の無償

貸付制度を廃止する必要があったので、昭和二十二年四月「社寺等に無償で貸付してある国有財産の処分に関する法律」が制定された。この法律は、これまでの経緯もあり、社寺等に次の条件を満たした場合は無償譲与できる規定を設け、なお一年以内に申請をしたものとした。

イ. 明治元年の社寺土地令あるいは地租改正条例に基づき国有となつたもの

ロ. 現に国有財産法により無償貸付を受けているもの

ハ. 宗教活動に必要なもの

また、このような事実が証明できない場合については、時価の半額で売り払うことができることとなった。

○社寺境内地処分の経過

この法律に基づき処理は、重要な事案は大蔵本省の「社寺境内地処分中央審査会」で、比較的軽微な事案は各財務局毎の「同地方審査会」により関係部局の担当者のほか、宗教関係者、学識経験者が審査員として一件ごとに審査をし、処理をした。

両審査会は、申請のあった社寺境内地の沿革、伝統的な由緒等の事情を綿密に調査のうえ、答申を

行い、この答申を受けて処理を行った。短期間に膨大な財産が処理されている。この「中央審査会」は昭和二十七年三月末、「地方審査会」は昭和二十八年三月末に審査を終了し消滅した。

○境内地処分について（神社本庁の対応）

神社の国有境内地問題は、日本国憲法の草案が国会で審議されていた頃、宗教団体は国から特権を受けることは出来ない、又「公金その他公の財産は宗教上の組織若くは団体の使用、便宜若くは維持のためこれを支出し、又その利用に供してはならない」（草案第八十五条）とある点が問題となった。歴史的由緒から見れば、元々神社の境内地であったものを、制度上国有地若くは保管林にしたのであるから、この草案が通過すると没収に遭うものと重大視した。そこで本庁は、連合軍最高司令部、政府、代議士及び大蔵、農林両省の当事者と協議、日本宗教連盟と共同で各方面に陳情書を出し、その無償還付を懇請した。結果議会は、社寺の既得権はこれを侵すものにあらず、租税等の公課は減免すること、学校に於ける宗教教育は私立は自由であること、及び境内地

と保管林とは基準を設けて譲渡すものであることを明らかにし、光明を認めた。この法案通過成立は、事の道理上から言えば、極めて自然且つ当然のことであるが、終戦直後から新憲法成立に至る間のあの異常な社会情勢の中では、随分矯激な世論が横行している時代で

岡山県内の神宮大麻頒布数の経緯

岡山県内の神宮大麻頒布数は、昭和二十年代三十年代は四万体制から六万体制で推移し、昭和四十年代五十年代には七万体制から十二万体制まで増えてきた。そして、昭和六十一年度には十三万体制を越え、六十二年度には十四万体制を越え、さらに平成に入ってから十五万体制を越え、平成五年度には十六万体制を越えた。しかし、その後は伸び悩み、この十年間は十六万五千体制前後で微増減を繰り返している。

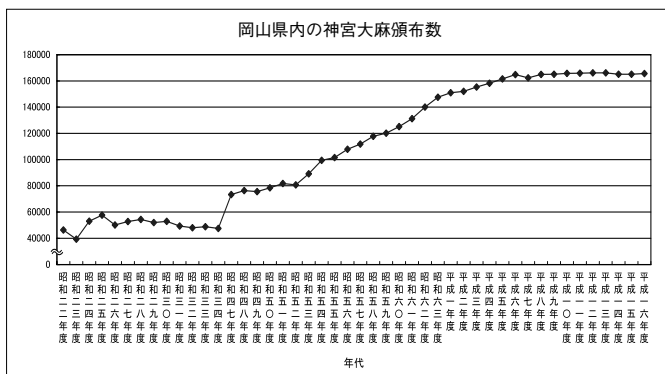
これを戦後日本の経済状況に照らしてみると、終戦後の混乱期は五万体制前後の頒布数であったが、やがて高度経済成長期に入ると次第にその数を伸ばし始め、平成の初期には約三倍にまで頒布数を上げてきた。特に昭和六十年九月のプラザ合意、すなわち「円高ドル

であったので、神社本庁は大変苦勞した。その申請手続はこの趣旨と手続を諒解せしめるため、本庁は文部省、仏教連合会と三者協同で、全国各地で講習を行った。その後境内地処分がなかなか片づかず、境内地処分中央審査会、

安」からスタートしたバブル経済は、五年後の平成二年に弾け飛んだが、その五年間に約三万体制の増頒布を記録した。ところが、バブル経済の崩壊と共に増頒布も頭打ちとなり、平成五年度以降は毎年十六万体制に留まっている。

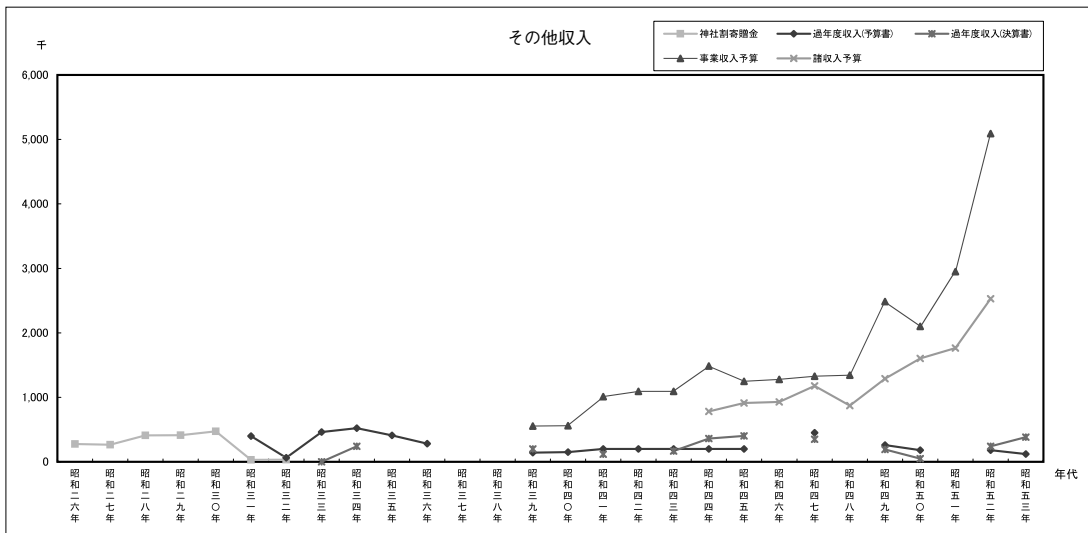
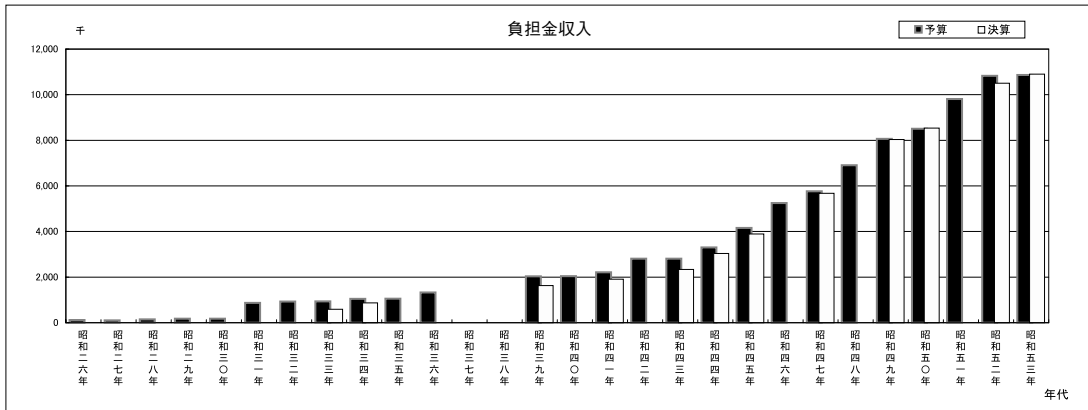
一方、神宮大麻初穂料は、昭和二十三年度当時二十円だったものが、昭和二十六年度には三十円、昭和三十五年度には五十円に改定され、その後も漸次改定されて昭和五十五年度には五百円、そして平成七年度には八百円となって現在に至っている。しかし、初穂料の改定による頒布数への影響はさほど感じられない。三百円から五百円に改定された昭和五十五年度の頒布数は、その前年度よりもむしろ増えている。また、他の改定

地方審査会は、昭和二十七年三月三十一日まで、社寺保管林審査会は、昭和二十六年九月まで存続されることになったので、本庁では未処理神社は至急促進すること、未申請神社も至急処理するように通達した。



年度では若干減体となつてはいるが、その翌年にはまた増体に転じており、初穂料改定による頒布数への影響は数字の面からだけ見ると、ほとんど無かつたと思われる。

予算書・決算書に見る年代別県内神社の状況



昭和二十年代

昭和二十一年二月三日に神社本庁が設立され、三月十二日には岡山県神社庁が設立された。

二十年代の神社庁庁報には昭和二十七年から予算・決算が掲載されるようになり、その中でも有力神社からの神社割寄贈金の比重が負担金の二から三倍と大きく、県内各社は、負担金を出したくても出せない状況であったことが窺われる。

昭和三十年代

三十年代は、二十年代に収入の主流であった神社割寄贈金が姿を消し、かわりに過年度収入が現れている。前年度未納の神社負担金を過年度収入としてあげているのであるが、それを見ると、三十年代のはじめは負担金予算の内、半額程度しか納められていないのがわかる。

当時神社庁に勤めておられた伊勢神社見垣宮司は、負担金を納めてもらうためバスに乗って支部に直接徴収に出かけたこともあった

そうである。

三十年代後半になると、過年度収入も次第に少なくなっており、おおかたの神社は年度内に負担金を納められるようになってきている。

昭和四十年代

四十年代になると、物価や景気の伸びで神社負担金も急速に額が増えてきて、四十年代の後半は三十年代後半のほぼ四倍になり、事業収入予算・諸収入予算は、四十年代の十年間でほぼ十倍になっている。

また、はじめは負担金予算の方が決算より多かったのが、急速に増額しているにもかかわらず、十年間で予算と決算が全く横並びになっている。県内各神社がやっと経済的に復調し、自立できるようになったことが窺える。

尚、昭和三十七年・三十八年の予算書等は第三十三・三十四号あたりに掲載されていたと思われる。未入手の為金額が不明である。

父の後ろ姿に見たもの

古い庁報に先人の苦勞を思いながら

大澤瑞枝

神社庁庁報百号記念編集に際し、第一号から十二号までのガリ版刷の庁報に、神社庁職員の方々の並々ならぬご苦勞の程を偲びつつ目を通し、神道指令に基づき新しく宗教法人として出発した終戦後を振り返って見ることにしました。戦争を知らない神職さんも多数おられる現在、幸いにも社家の娘として生まれ育った私にとつて、戦中戦後の思い出は苦しくもあり悲しいものでしたが、社界の受けた衝撃は筆舌に尽くし難いものだったのではないのでしょうか。

昭和二十年、終戦の年の十月十三日帰還した宮司である父は、兵隊呆けと言うか放心状態と言うか、何と言つて言葉をかけて良いのか私達家族は途方にくれる状態でした。物の不自由さといったら現在の生活状態からは全く想像もつかぬ、すべての物が配給制、神社で使用する半紙や奉書・水引、

神饌に供する米・酒等自由に求める事が叶わず、魚貝類も田舎に配される物は頭ばかりで、私達は海で頭ばかりが泳いでいる訳ではあるまいに、と笑つて堪えたものです。

塩の配給も思うに任せぬ状態が終戦後四年か五年位続いたでしょうが、軍隊から帰還した父は当時塩類までも配給制とは思つても見なかつたようで、自分の好きだった砂糖を背負いきれるだけ持ち帰り、大変後悔していた事も鮮明に思い出されます。

神主として霞を食べて生きてゆく訳ではなく、まして家族もいる事、収入源の無くなった神主の戸惑いは計り知れないものだったと思ひます。近隣の神主さんの中には、生活を支える為に格式有る神社に奉務するべく氏神を離れて単身出向かれた人、亦、食糧難から逃れるため開拓入植者に応募された人、公務員として或は会社員とし

て現金収入の道を選ばれた人などもありました。当時は「神も佛もあるものか」といった敗戦という事態がもたらした世相の中で、宮司である父は京都の神社からお誘いを受けた様ですが、「氏神様を捨てたら、必ず氏神様に捨てられる」と決断し、どんなに貧しくても生きる道は有るから堪えてくれる様にと、家族に言つたのです。

其の言葉を聞いた時、私は父は生まれながらの神主だ、と感動しました。慣れぬ牛飼いをしたり近所の田畑の手伝い等暇が有れば農業にも従事、愚痴もこぼさず敬神昂揚を目ざして五年、そのうち或る商家のご主人が二反もの田圃を「生計の役に立てなさい」と寄進して下さいました。復員された氏子の方々が出征の際、武運長久の祈願をして貰つて出発した我々の心の故郷である神社を、今まで通りにお守りしていきたいという心根から次第に参拝者も増してきました。祈年祭を始め夏越祭・風神祭・例祭・新嘗祭と賑々しく厳肅に斎行されるようになった時、氏神様を賑やかな明るい社にしたらという事で、昭和二十九年四月より託児所兼保育所を開所しました。神の御加護をひたすら信じて神明奉仕に精励した父の熱い思い

が実つた時でもありました。

毎朝幼な児を迎える宮司の晴れやかな笑顔、終戦後十年にして蘇つた氏神様の姿、その蔭には様々な苦難も有つたと思ひます。雑炊や粥といった食事しか食べられなかつた十年も、今や氏子の人々に助けられて有難い食事をとることが出来ます。「神社が有つて、氏子がいて、神職が誠心誠意真心を以て神様に御奉仕すれば、必ず神様は受けとめて下さる。氏子の中には時間のかかる人が有るかも知れないが、必ず理解して貰えるからその心だけは肝に銘じて神明奉仕をなささい。」これは父が今わの際に私に言い遺した言葉で、具体的な事は何ひとつ話してはくれませんでした。しかし、戦後の変動期を見事に乗り切つて、氏子離れの寂しい神社になることなく、立派な氏神様として祭祀を挙行出来る現状を見る時、人間にのみ神様が授けて下さつた心の「ふるさと」は氏神様であると確信するのです。神職たる者常に「生かされている」という感謝の心を持つて厳肅なる祭祀の執行に務め、神社を維持管理し、さらに後継者の育成に務める必要があると思ひます。

吉備文化の 創造に向けて

『吉備の中山を守る会』の活動

会長 熊代建治
三鈴学園学园长
新見公立短期大学講師
住所：岡山市尾上六九五



一、発端

七年前（平成十年）、私は鼻の奥（上咽頭）に悪性の腫瘍（癌）ができていたことを医師から告げられました。検査の結果、末期癌で首のリンパ腺にも転移していました。四十六才の時でした。まだ下の子どもは小学生で深刻でした。私はなぜ癌になったのか、このまま死んでしまうのか、悩みました。そんな時に阿智神社の石村宮司との出会いもありました。つらい抗ガン剤・放射線治療の間に、「私はなぜ生まれてきたのか。残された時間に何をすればいいのか。」などを自問自答しました。その時に感じたことは、『吉備の国の調和』『温羅』『子どもたちの未来』という言葉でした。

七十キロあった私の体重は四十キロになりましたが、とりあえ

ず退院しました。山が好きだったのでリハビリを兼ね、裏山の『吉備の中山』に登ってみました。吉備の中山は、古代吉備国の中心的な聖地であり、矢藤治山古墳・中山茶臼山古墳（御陵）・尾上車山古墳・石舟古墳などの貴重な古墳、多くの磐座や遺跡・史跡があります。それらの古墳を二分するよう

に備前と備中の境界線が引かれ、山麓には双方の国の一宮（吉備津彦神社、吉備津神社）が鎮座しています。しかし実際に山を歩いてみると、どこもかしこも草が茫茫と生え、荒れていました。一人で草刈りをしたり、枯れ枝の整理を始めました。すると身体の調子がどんどんよくなってきました。

二、会の設立

私が作業をしていると、一緒にしようという仲間があらわれまし

た。地元の連合町内会長さんも参加してくれました。ほとんどは私より年配の方です。郷土の歴史を研究している方、観光ボランティアをしていただいた方、体育協会の方、昔からこの山で遊んでいた方、草刈り名人の方など、仲間が徐々に増えました。そこで、きちんとした会にした方がいいということで、会則をつくり、活動をはじめた。三年目（平成十五年二月）に『吉備の中山を守る会』として、正式にスタートしました。

三、会の目的と活動

会の目的は『吉備の中山とその周辺の史跡・遺跡・伝承・自然などの保護・顕彰・活用に努め、地域の活性化に貢献すること』です。事務局は吉備津彦神社においていますが、吉備の中山に関わるいろんな団体・施設と協力して、活動しています。具体的には、月一、二回の山の清掃整備活動、調査・研究を行っています。平成十五年度・十六年度の活動スローガンは『活動の基本体制を確立しよう！』とし、山道の整備や案内看板の設置に重点をおいた活動をしました。また案内パンフレットの製作、地域を巻き込む文化的なイベントの実施、地域の小学校での授業と合同作業なども行いました。

平成十七年度のスローガンは『新しい吉備文化を創造しよう！』です。地域の伝承や文化的な活動が十分伝わっておらず、少し貧弱であることに気づきました。そこでできるだけ過去の資料や風習を参考にして、親から子、孫へと引き継いでいける文化を創造しようとしています。

次に十七年度の活動を紹介します。

(一) 山の清掃活動

毎月第一・第三日曜日に各ポイントと山道の清掃・整備を行っています。整備活動の担当者が計画をたて、指示を出します。具体的には、倒木の処理、草刈り機による草刈り、枯れ枝拾い、落ち葉かき、樹木の下枝払いなどの活動をしています。

(二) 「温羅の花祭り」

中世における備中吉備津宮の年中行事の記録をもとにして、岡山市尾上にある「石舟古墳」で、温羅の祭りを四月第一日曜日に復興させています。参加者が桜の花枝を持ち寄り、祝詞奏上した後、花が散るまで互いに打ち合うという和やかで美しい祭りです。今まで四回実施し、常に大好評です。

(三) 「吉備の中山・龍神祭」

吉備の中山は、いくつもの山塊

からなっており、一番北には、最高峰の龍王山（百七十五m）があります。その山頂には八大龍王を祭った石造りの祠があり、江戸時代には、雨乞いをしていました。この祠の前で、三月第一日曜日に雨乞いを兼ねた龍神祭を行っています。この祭りのために、十七年五月、小学生と若者で『吉備の中山・龍王太鼓』という和太鼓のグループを結成し、九月から地域のイベントなどで大活躍をしています。龍王太鼓の責任者は中学校の現PTA会長で、小学生の指導は、高校時代に太鼓部（郷土芸能部）にいた十九才〜二十一才のお兄さん・お姉さんがしてくれています。とても格好良く、迫力のある素晴らしい演奏を披露してくれています。

(四)「ぎび日子まつり」

地域の文化の創造と発信を目的に、毎年十月一日の夜に、吉備津彦神社の拝殿を舞台にして、文化発表会をしています。今年度で三回目になりました。小学生が地域の歴史や伝承を語る「吉備の国のお話」、お琴や声楽、舞踊、岡山の話、小学生による和太鼓やロックソーランなどなど。司会進行も小学生がして、心温まる会になってきました。

(五) 獅子舞と赤米の甘酒

お正月はおめでたい赤米の甘酒を飲んで、獅子舞から始めたい。そういう会員の願いから実現した企画です。少し無理をして雄雌二体の獅子を新調しました。獅子は天狗の面をかぶった猿田彦に導かれて入場し、舞を披露します。舞と楽曲は自分たちで創作しました。今年で三年目になります。大人気で新しい風物として定着しそうです。楽士・舞手は現在十名程度ですが、更に増やしたいと責任者の小学校現PTA会長が張り切っています。

(六) 土曜子ども教室

土曜日の子どもたちの居場所づくりとして、地域の小学校のPTAと協力して、年間を通じて活動しています。竹馬や竹ぼっくりを作ったり、わらじを作ったり、リム回しをしたり、ドングリを拾い工作をしたり、焼き芋を作ったり、子どもたちとの楽しい交流を通して、昔話や昔の伝承を伝えていきます。

(七) 幼稚園児・小学生・中学生との共同作業

毎年、幼稚園児とその保護者と共に山にのぼり山遊びをしたり、小学生と一緒に清掃活動をしたり、中学生を案内したりしています。

す。自分たちの郷土を知ることが、郷土を愛することの信念から、積極的に子どもたちに関わっています。最近、私たちの思いが届いているのが実感できて、うれしく思っています。(写真)

(八) 学習会の充実と調査・研究

郷土史家の先生を迎えての学習会や現地説明会、動植物の分布についての調査研究など、学習が深まれば深まるほど、郷土に対する思いも深まっていきます。

(九) 広報活動の充実

地域の中学校の生徒会のメンバーと一緒にホームページをつくりました。アドレスは <http://kijinonakayama-dee.cc/> です。ぜひ見てください。なかなか思うような広報活動ができていないので、今後の課題です。

(十) 役員準備会

活動の反省や計画準備のための役員準備会を、毎月第一日曜日に実施しています。毎回十五〜二十名程度の役員の方が集まり、お茶とお菓子を食べながら、楽しく打ち合会をしています。楽しく建設的で明るい笑い声に満ちた家族的なサロンです。

(十一) その他

音楽家の会員が会のために、テーマソングを作詞・作曲してく

れました。カラオケまでオーケストラでつくり、会員がとても喜んでいきます。

四、活動資金

しっかりと活動をしていくためには、確かな活動資金が必要です。平成十七年度の予算は約百二十万円で計画しています。収入の内訳は、会費（一人年間千円）、冊子販売収入、活動協力金、寄付金・協賛金、甘酒等の売上げ、獅子舞祝儀などです。支出の内訳は、活動保険料、和太鼓購入費、草刈り機購入費、燃料代、事務費、会場費などです。節約して節約して、必要なことにポイントを使うという方式です。

五、おわりに

現在の会員数は約百三十名です。自分のしたいこと、得意なことなどに没頭し、自分を生かし、他人を生かし、活動すればするほど元気になるような会になれるよう心がけています。当初は、五十四才の私が最年少でしたが、気がつけば若い会員も増え、四十才代の会員が生き生きと動き、二十才代の青年が小学生と楽しく活動しています。笑顔と笑い声がいっぱいあふれ、活動中は幸せな気持ちでいっぱいです。気がつけば、私の癌はどこかに吹き飛んでいました。

皇室祭祀に学ぶ

岡山県祭祀助教 河野 薫

去る九月十六日・十七日の両日、岡山県神社庁講堂を会場に、中国地区祭祀講師研修会が開催された。

講師として、神社本庁祭祀講師沼部春友、安江和宣両先生をお迎えし、当県から三原祭祀講師、藤山・戸部・河野祭祀助教、石村・三宅・牧・村岡・笹井・生駒各祭祀委員の十名が参加、県外（中国地区）からは十二名の講師・助教の参加であった。

よく、国学院大学と皇学館大学では作法が違うと言われ、これは指導する者にとつても、また、指導を受ける者にとつても、厄介なことである。今回の研修は、両講師を迎えて、指導方法の諸問題について、直接ご指導頂く良い機会であった。限られた二日間という研修会で、あらゆる事を学ぶことはできないが、講師先生の豊富な知識、指導方法の一端をご教授頂き、神社祭祀の奥深さを改めて痛感した。

まず、沼部先生から皇室の祭祀についての講義があり、次に安江先生から皇族の装束における高倉

流、山科流の違いについての講義を頂いた。厳格に執り行われている皇室祭祀の一端を窺い知ることができ感銘を受けるとともに、文化を継承していくことの難しさを学ぶことができた。

また、事前に提出していた講師への質問事項についての回答・神社祭祀講師研究会申合事項（昭和五十五年）についての説明を聞き、自分自身の認識の甘さ、誤った思い込みに気付かされ反省しきりの研修会でもあった。

現在、祭祀委員会祭祀部会では、神社祭祀行事作法教案の作成に取り組んでいる。講師・助教の誰が指導しても同じ指導ができ、分かり易く戸惑うことなく受け入れてもらえるにはどのような教案を基に指導したらよいのか、あらゆる角度から研究を重ねている。この教案完成にはまだ二年近くの日数が必要である。

作法上の変更事項が今後生じた場合、いかにして周知徹底を図るか等、課題はありますが、指導に携わる者として早急に完成させなければならぬ一番の事業と思っ

ている。私は今回の研修を糧に、今一度頭をリセットして細部にいたるまで、アンテナを張り巡らし理解を

深める心構えを常に持ち、指導を受ける者の立場となり、教案の作成、指導に努めたいと思っている。



著装の工夫（背中中心に線を引いている）

中堅神職研修参加記

充実感でいっぱい

三宅 玲子

男性二十五名、女性二名、計二十七名の受講生で中堅神職研修会が岡山県で開催されました。

年齢差を超えて、同じ志の者が結集し、残暑厳しい八月二十二日から二十六日までの四泊五日で、十教科、十一名の講師の先生方の講義を頂戴いたしました。初日に

神社庁の神殿で一日中、祭祀の授業を受け、再度初心に返り、明き清きまことをもって祭祀にいそしむことに改めて気付かせていただきました。また、私は「鎮魂」の授業は初めてでしたのでとても新鮮でした。精神統一ができ、むつび和らぐことを学びました。

「伝承文化」においては、神職の使命の重さに責任を感じました。また「岡山の絵馬（民俗学）」と云う科目がありました。私は絵馬に対する知識が非常に浅かったので、とても興味深く拝聴しました。私の奉務する神社には大絵馬は飾られていませんので、歴史ある物に価値を感じました。絵馬は、人々の祈りや願い、感謝の気持ちを表すために、神社や寺院に奉納された扁額の総称です。古いものでは奈良時代のものが出土されたとの事ですが、岡山県では見つかっていないようです。日々の生活が、神社や寺院と密接に結びついてきた時代、とりわけ江戸時代には、人々はさまざまな思いを込めて、絵馬を作ったそうです。神社や寺院に参ったときのような、商売繁盛、豊作、大漁、航海の安全を願ったもの、手習いの上達、安産、悪疫を追い払うことを祈った



パソコン、プロジェクタを使った講義

ものなど、さまざまな内容が含まれていきます。また、人間の力ではどうすることもできない自然の前では、雨乞いや雨上げ、いろいろな天災が治まることなどを、神や仏にひたすら祈りました。「廻船の図、載栄丸」の絵馬には廻船問屋の繁栄振りが窺えます。今日でも縁結びや受験の合格祈願の時、絵馬に願いを書き込みます。古くから行われてきたことが現代にも生き続けているのです。

有意義な五日間が終わり、新しい知識を得ることができました。講師の先生方、有難うございました。

特殊神事部会報告

吉川八幡宮当番祭(三)

第四回

岡山県神社庁祭祀委員会
特殊神事部部长 次田圭介

当ざし、当番、当屋

氏は約三百戸、集落(字)が神社を中心に南・北に分かれており、さらに南は四区、北は五区に分かれていた。当番は南北それぞれから一人ずつ出された。今は北が三区になっており、三年に一度当番を出している。

当番に選ばれた家を「当屋」といい、当屋の主人が「当主」である。当主の子が「当番」である。当番は「当番子」「当番様」「当人子」などとも呼ばれる。

ひと月にわたる祭りの神事に深くかわる当番は、次の年の当番が決まるまでの一年間、神主の役割を果たしていたと思われる。その当番を決めるのは、一定の資格を持った者を順番で決めるのではなく、神籤しんせんで決める。両親が健在で健康な十歳前後の男子を予め選び出して当番候補とし、その氏名を書いた紙をまるめて三宝さんぼうにのせておき、宮司が御幣で釣り上げるのである。したがって当番は神意によって決まるのである。

垢離あかぢとり、注連縄しめなわくぐり

当番に選ばれて、今後の神事に関わる男の子が、先ずしなければならぬのは齋戒沐浴である。河

内田という集落を流れる溪流に祀られる塩垢離しほあかぢ大明神の前の清流で、垢離をとって心身を清めるのである。古くから塩には不浄を払う力があると考えられているが、溪流の淵にある岩窟に祀られる「塩垢離」大明神の浄化力は絶大なものであったと考えられる。

十月十九日(現在十月第三土曜日)、朝から南・北両当番・当主・太刀持ちなど揃って垢離とり場に集まり、その淵に下帯一つで飛び込んで沐浴、心身を清めていた。今は神社参拝の際の手水作法と同程度に形式化している。

その後修祓、祝詞奏上につづいて、社人の持つ注連縄しめなわ(右縄左縄セット)を三度くぐる。この縄くぐり神事により、当番は俗界の子供から神界に入り、当番様と呼ばれて神人の扱いを受ける。帰宅して額に神の葉を一枚くくりつけられると腕白坊主も神格化を意識せざるを得ない。

この日、次の口開け行事の日程をくじ引きで決める。二十二日に当たったものが小当、二十三日が大当で、以後常に大当が上座を占める。したがって、昔は大当、小当をはげしく争ったらしい。

当番の日常と祭りの準備

神人となった当番は家族と別生活をする。当番の世話は、すべて集落内から選ばれた傳佐(もり)役の青年がする。当番、当主、傳佐役は毎朝、注連縄の張られた井戸で水垢離をとる。食事も家族とは別に、傳佐役の給仕で食へる。これは家族の日常生活の食事とは別にすることで、神祀りの資格を保つための清浄を保持する別火生活の名残である。

一カ月ちかくにわたる当番祭が、古い伝統に基づいて無事終了するために、南北両当主や介添役など関係者と宮司との打合せ、氏子総代との打合せなど十分に行なった上で準備がすすめられる。十九日の垢離とり行事までに一間菰二枚、三尺菰六枚、注連縄二筋(足付、約六尺のもの一筋、左右ない合せ、約五尺のもの一筋)当番縄くぐり用)へぎ二十四枚、箸十一膳、幣串竹、笹竹二本など、手作りで用意すべき物は多い。

口開けの日までには、ハツケの中心になる長い根付の竹やハツケを支える栗の柱四本、ハツケの根に円錐形に巻く竹簀用の竹四十八本、ハツケ用の菰大小三枚、注連

縄、円座など、集落中の人々総出で準備をする。菰や注連縄には新藁を用いる。へぎは栗の木を割っただけの素朴なものである。

こうして老若男女力を併せて準備をする過程で、注連縄、菰、円座などを作る藁細工の技が伝えられる。かつては生活の中で継承さ

れていた技も、この祭りがなければ忘れられるであろう。

口開け(十月二十二日、二十三日)とハツケ

初めに紹介した記録冊子「吉川八幡宮當番祭」によると「十月一



図1 (筆者)

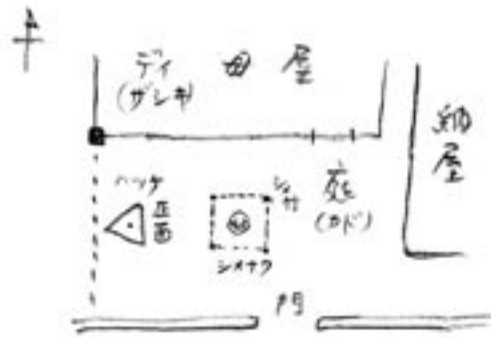


図2 記録冊子「吉川八幡宮當番祭」26頁模写

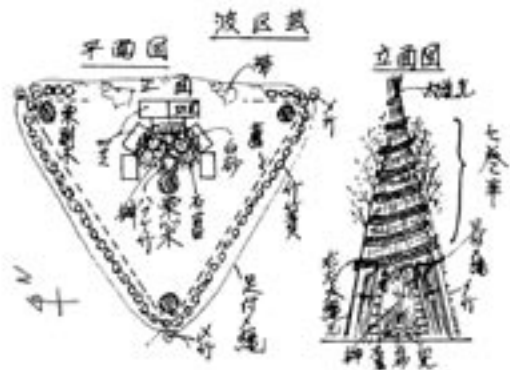


図3 記録冊子 28頁コピー

日に當番が決まるとその部落の家から白米一升を持参して「ドブロク」を仕込むのである。二十日あまりで酒となるので、その日、樽の口を開けて新酒を神に供え、直会(※さか)を行い、宴りをするので口開けという名称で呼ばれる」という。(※は筆者)

酒といえど「濁酒」であり、祭りに酒は不可欠である。酒は平日飲むものではなく、年に何度かの祭りの時、神に供えた後に頂くものであった。

この日「当屋の前庭にハツケと称する特別の工作物を設けるのである。先ず太い竹の根付のままのもの二、三十メートルの高さに掘り取り、頂上には五枝を残しそれに三本の幣をつける。これは祭神の応神、仲哀天皇と神功皇后の降神を意味するものであろう。栗の心木に添えて直立にたて、さらに三本の栗柱で支えるのである。根元は切芝で固め、石菖を植えて白砂で盛り、塩で清めて清浄感を出す。」そして柵に幣をつけ神籬を立てる。そして栗柱の周囲を菰で巻きその上を小竹四十八本を持って三ツ編した簀で巻き、さらに(その上を)左右ないした太縄で七巻半にしるのである。要するにこのハツケ、全体が神籬で

あり、神が降臨する神聖なる室でもあるので、ハツケの前で行われる神事は、大祭中の最も重要な且つ厳肅なる祭事である。」(前記記録冊子・(一)内は筆者。図1・2・3参照)

ハツケについて少し補足説明をする。ハツケの中心に立てる根付の真直ぐで太く立派な竹は、その先端から少し下の所で切り、次の三節分の枝を落す。その下五節分の枝(笹)を残してあとの枝は全部落す。竹の先端に当たる三節分の枝を落したところに、竹を中心に藁束をくくりつける。四か所を括った後、藁束の両端を切り揃える。その藁束に三本の御幣を立てるのである。

この当番祭は、最も典型的なハツケの古い形式をよく残し伝えられていると思う。

ハツケについて

ハツケのしつらえの外側に巻いて立てられた竹簀の四十八本は十二の四倍であるが、何を意味するのか。またその竹簀の外を太い注連縄(左縄と右縄のセット)で七巻半するのは何を意味するのであろうか。祝詞の奉書を七折半に

することや七度半の使者或は鋤崎八幡神社の七肩半の相撲などとの関係はどうだろう。さらに俵藤太の百足退治伝説では、百足が三上山(比良山)を七巻半していたという、そのこととの関係はどうか。

「ハツケ」という言葉の語源について前記記録冊子は次のように述べている。「語源については明らかでない。一説によると応神天皇が、葉田の葦守宮(岡山市足守)に行幸されたとき、御友別命一族が大いに歓待したので、吉備の国を割きて一族に与えられたが、御友別の弟鴨別に波区芸の県を与えたという。日本書紀のこの記録から波区芸をハツケと読み何等かの関連があるのではないかとされているが後考をまつの外はない。」

吉備臣一族の祖先伝承としての右の紀の記述に関していえば「波区芸」は「川嶋」「上道」「三野」「苑」「織部」などとは異質であり、表音表記と思われる。また、「芸」と「藝」とは別字であるが、ここでは「藝」の略字として「芸」を用いていると思われる。日本古典文学大系「日本書紀」(岩波書店、坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注)では「波區藝」と表記、岩波文庫「日本書紀」、日本古典文学全集「日本書紀」(小学

館、小島憲之・直木孝次郎・西宮一民他)では「波区芸」と表記して、いずれも「はくぎ」と読ませている。昭和三十一年刊の日本古典全書「日本書紀」(朝日新聞社、武田祐吉校注)では「波區藝」と表記して「はくけ」と読んでいる。

これらの注を見ると「波区芸」が現在のどのあたりか未詳としながら、「笠岡市付近か」とする。どうも高梁川の西南の地区を指しているらしいが、よくわからない。しかし、ハツケ・オハツケ・オハケ・オワケ・オワキなどといわれる祭りあるいはしつらえは、笠岡、井原、金光、鴨方、矢掛あたりに偏在している。このことは日本書紀の記述と無関係であるとは思えない。

前記記録冊子では、「ハツケ」の意味について、「私見では「ハツケ」は発気であり、生気を発し、生々発展する意味ではなからうか。ハツケの中心となる竹は成長力のさかんなものであり、竹根は地中に広く張りその生命力の強さから中空に高く竹幹を立て、竹根を地中に埋め、天地の恵みのもとに五穀豊饒を象徴したものでないだろうか。或は神気を発するものとして当屋の幸福と繁昌を發揮する意味があるのではないかと思

考するのである。さて、このハツケは神の降臨する一種のヒモロギと見てよい。そしてこれを屋外の清浄な庭地を選び、その前で当番を始め当主夫妻など厳重な神事が行なわれるのである。上古時代は神を祀るのは、すべて屋外の庭に清浄な白砂を敷きそこでおこなわれたことを思えば古式の伝統を継いでいると見るべきである。さらに内部を見ると、中心に立つ根付の竹を切芝でしめ、石菖を植えて白砂で盛りたて清浄感を出し、塩をまいて浄めるのである。」と述べている。

「波区芸」は表意性をもつて表記されたものでないと考え、「私見」の前半について上代人の発想は「さもあいなむ」と思う。「井原市史Ⅵ民俗編」には「御初着・御祓解・御葉饌・御発頭・御羽着・御発計・御開・御明などの字を当てている」という。いずれも「オハケ」の本質を表意性に託して表記したいとの思いが伝わってくる。

第13回 中国地区教化会議

去る、平成十七年八月二十九日（月）三十日（火）の両日、中国地区教化会議が、岡山国際ホテルを会場に開催された。この会議は中国地区持ち回りで開催されており、本年度は岡山県が担当した。出席者は、広島県三名、山口県三名、島根県三名、鳥取県二名、岡山県は当番県ということもあり十一名、合わせて二十二名の教化担当者も参集、二日間に亘り熱心な討議がなされた。初日、午後二時から開会行事に引き続き、当番県の河本貞紀教化委員長が座長となり、議事に入った。

先ず、各県から平成十六年度の活動報告、並びに今年度の活動状況の報告がなされた。

【山口県】

従来の活動に加え、平成十五年度から『神宮奉賛室』を特設、大麻保管のアンケート調査、又、今年度から取組むことになった大麻頒布モデル支部である『下関支部』への支援などを行っている。更に、社報発行の推進、親子参宮団の企画、神社庁公式ホームページの開設準備等に取組んでいる。

【広島県】

各種研修会、庁報の発行、大麻頒布モデル支部である『佐伯大竹支部』への支援を行う。

【島根県】

従来の活動に加え、大麻頒布モデル支部である『出雲支部』への支援及び対策として、神社庁選出委員九名、支部選出委員十七名で対策委員会を設置、三ヵ年計画をたてた。一年目は実態調査、二年目は実態調査を踏まえ具体策を立てる、三年目は具体的対策を実行に移す予定である。

【鳥取県】

国民精神昂揚運動合同研修会、巡回講演会、庁報の発行等の活動を行っている。特徴としては、支部報の発行が盛んである。

【岡山県】

庁報の発行、神社庁ホームページの運用及びメンテナンス、神社関係女性の集い、巡回講演会、社頭講話研修会等の活動を行っている。大麻頒布モデル支部は『岡山支部』に決まっているが具体的対策は検討中である。

続いて、本会議の主題、次の二項目についての討議に入った。

- ①神宮大麻広報に向けてのアンケート調査について《山口県提案議題》
- ②式年遷宮広報のためのCD作成と活用について《岡山県提案議題》

この議題は、各県から持ち寄った提案議題をこの会議に先立って行われた教化委員長会議に諮り、中国地区で統一した活動を目的として絞り込まれた議題である。

先ず、主題①について、山口県の磯部教化部長から説明がなされた。県内神社の正確な大麻頒布数

と年間頒布の為の保管数一抱え込みの把握を目的にアンケート調査を行った。その結果に基づいて、今後具体策を検討してゆくが、支部毎、或いは、神社毎に実行性の高い頒布目標数の設定が出来るのではないかと、アンケート調査の有効性について説明がなされた。

河本座長から、先日の委員長会議を踏まえ、このアンケート調査を中国地区に広げ、同内容で実施してはどうかとの提案がなされ、討議されたが結論には至らず時間切れ、二日に持ち越しの継続審議となった。

次に、主題②について、岡山県の太田事業副部長から説明がなされた。次期式年遷宮広報本部ホームページに掲載している神宮の画像のCD-ROM化を提案していたが、諸般の事情により断念、それに替わる啓発活動として、神社関係の広報誌等に広報本部のアドレスを掲載し、リンクして頂くことを薦める方法を提案。これについても、継続審議とし一日目の会議を打ち切った。

二日目九時から再開、先ず、河本座長から昨日の会議を踏まえ、主題の二項目を中国地区統一活動として取り纏める意向を示し討議に入った。

はじめに、中国地区唯一の共通事業である『中国地区社頭講演研修会』の開催場所について協議を行った。平成十九年までは山口県が受け入れるが、それ以降隔年で山口県と他の四県輪番制で行うこととし、詳細は次回の広島県で協議することにした。

主題①について、紆余曲折があったものの、中国地区で統一した調査を行うことに決まった。調査票は、山口県の調査票を元に加筆訂正を加え作成。平成十八年二月末日現在で調査を行い、平成十八年度の教化会議にその結果を持ち寄ることとなった。

主題②について、式年遷宮広報本部のホームページのアクセスが増加するよう、各神社のホームページにリンクをはる。庁報、社報等への掲載を要請する。更に、神職の名刺の裏側に遷宮広報本部のアドレスを印刷したものを中国地区で製作する。デザインは次期開催県の広島県が原案を作成することになった。

二日間に亘る熱心な討議により、主題二項目の提案議題及び追加提案の全てが中国地区の統一活動として決議された。このようなことは今までに無く、今回の岡山での教化会議は大きな成果を納め閉会した。

庁舎建設委員会 解散

平成十七年八月十一日、岡山県神社庁庁舎建設委員会・同奉賛会の合同解散式典が挙行された。午前中に神殿において牧祭祀委員を齋主として事業の完遂を大神様に報告申し上げる祭典が齋行され

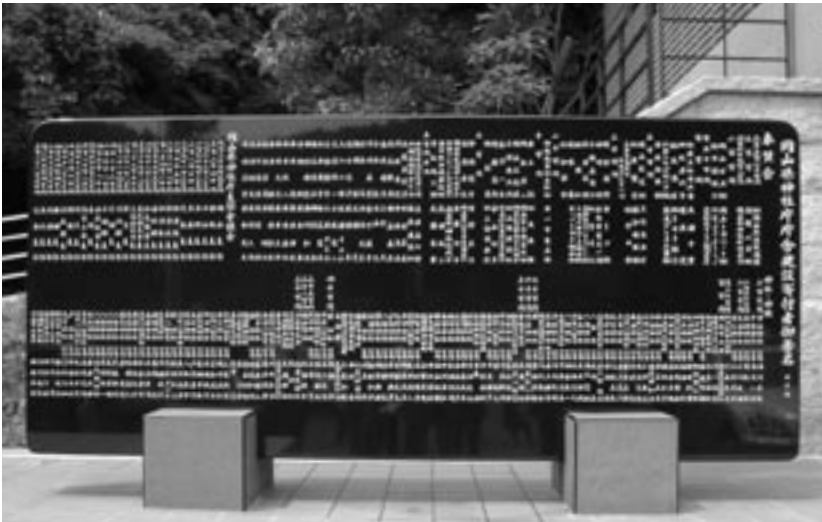
た。更に、神社庁庁舎横に設置された「寄付者芳名碑」の清祓が行われた後に解散式典が行われた。三原副委員長の開会の辞で始まった式典では、湯浅委員長・松田奉賛会長が挨拶、募金や建設

に携わった方々への労苦をねぎらい、この庁舎が岡山県神社界の中心施設として機能すると共に、神社界が更に発展することを祈念した。また、それぞれの事務局長から事業の経過報告がなされ、会計報告、監査報告も併せて行われた。特に松田奉賛会長は奉賛会の剰余金四四、六四三、七七二円を神社庁に寄付したい、と申し出られ、湯浅委員長も同様に建設委員会の剰余金三五、七九九、〇七七円を神社庁に寄付することとし、出席者全員の賛同を得た。神社庁においては、この剰余金を特別会計として厳重に保管することになっている。

委員長挨拶

岡山県神社庁庁舎建設委員会と奉賛会の合同解散式にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は合同解散式にご案内を申し上げたところ、ご来賓の



庁舎脇に建立された芳名碑

方々をはじめ、建設委員会、奉賛会の方々にはお忙しい中ご出席を賜り、衷心より厚くお礼申し上げます。さて、本日午前中に当庁神殿におきまして、庁舎建設事業が無事終了致しましたことを、ご祭神方にご報告するお祭りを厳肅に齋行致しました。まず以てご報告致します。

岡山県神社庁の設立五十五周年記念として始めました新庁舎の建設事業につきましては、岡山市南方にありました旧庁舎が老朽化し、また、会議、研修に不便を来していたことなどから、平成十三年に本格的な建設事業に取り掛かりました。

庁舎の設計と神職への募財活動は、神社庁が主体となり「庁舎建設委員会」を設立して取り組みを進め、また、氏子・企業への募財活動は神社総代会を中心として「奉賛会」を設立し、神職、総代それぞれの立場から新庁舎建設事業を推進して参りました。

建設工事は、新協技術コンサルタント株式会社の設計監理の下、アイサワ工業株式会社に建設頂き、平成十五年九月に竣工致しました。翌十月から新庁舎で庁務を開始して以来、多くの会議、研修の場として県内神社関係者の皆様にご利用頂いております。

また、募財活動につきましては、本年の六月を以て無事終了致しました。募金総額は当初の予想をはるかに超える三億円に達しました。その詳細については、後ほど担当者からご説明致しますが、このように神社界の力を結集して素晴らしい事業が展開できましたこと

とは、この神社庁の神殿にお祈りしております県内全神社のご祭神のご神徳によるものと存じます。また、庁舎建設事業にご高配を頂きました「庁舎建設委員会」並びに「奉賛会」の皆様のお力添えによるものと感謝申し上げます。改めましてお礼申し上げます。

支部だより

研修旅行と

支部総会を開催

●邑久西大寺支部

岡山県神社庁邑久西大寺支部においては、研修旅行を兼ねた支部総会を開催しました。

平成十七年九月二十六日(月)、晴天の秋空のもと、神職・総代合わせて一二六名を乗せたバス三台は、「しまなみ海道」を進みます。総会会場は愛媛県大三島にある「せとうち茶屋」に設定致しました。地元を離れた総会もまたひと味違っていいものです。協議事項も出席の方々のご協力を得て、順調に進行しました。その後の会

本日を以て、庁舎建設委員会と奉賛会は解散致しますが、今後も神社庁はこの新庁舎を基盤と致しまして、県内神社界の発展と神社道の興隆に寄与すべく努力を重ねて参りたいと存じます。本日で参集の皆様は県内神社界の中核となる方々であります。どうぞ神社

食もなごやかに進み親睦をはかることができました。昼食後は近くの「大山祇神社」に正式参拝しました。

帰路、尾道に立ち寄り、映画「男たちの大和」のロケセットを見学、これから始まる各神社の秋祭りを前に神職・総代の敬神に基づく協力関係を密にした次第です。

大脇 嗣弥(支部庁報係)

●上道西大寺支部

岡山県神社庁上道西大寺支部においては、研修旅行を兼ねた支部総会を開催しました。

残暑尚厳しき九月二十一日、神職総代併せて三十五名バス一台にて神社参拝を兼ねての総会は今年で七回目となりました。今回は岡山県北部の神社を巡拝することになりました。昨年までは毎年十一

庁の推進する事業に今後ともご指導、ご協力をお願い申し上げます。最後になりましたが、本日で出席頂きました皆様のご健勝とご多幸を祈念致しましてご挨拶とさせていただきます。

月下旬か十二月上旬に実施していたのですが、今年から九月中旬実施と変更になりました。

まずは新見市鎮座の船川八幡宮(木山運嗣宮司)に正式参拝。木山宮司のご厚意により同宮参集殿をお借りして総会を開催しました。木山宮司からは同宮に伝わる大名行列の神事の苦勞話などを伺いました。同所での昼食のあと新見市大佐町鎮座の大佐神社(戸部廣徳宮司)に正式参拝しました。杉の大木に囲まれた社叢の神々しさに一同驚きを隠せませんでした。

帰路、新見市美術館で「近現代・日本画の巨匠たち―大観・栖鳳から奥田元宗・平山郁夫まで―」と題し開催中の美術展を見学して有意義な研修を終えました。参加者からは、来年への期待の声も早くも寄せられていました。

階位授与

◎明階

【無試験検定】

十月二十日

日幡 博行

◎正階

【無試験検定】

七月二十五日

長江 忠彦

◎權正階

【無試験検定】

五月三十日

有森美智子

六月十日

平田 年史

九月十五日

岡本 正英

◎直階

【無試験検定】

八月十五日

松浦 潤弥

九月二十日

高島 麻衣

九月三十日

菱川 智

札幌 成樹

牧 寛人

本庁辞令

八月四日

屯倉 武夫

岡山市上阿知 春日神社名誉宮司
の称号を授ける

八月十五日

熱田八幡宮宮司 三宅 利範
宇野八幡宮宮司 吉野 博人

鶴崎神社宮司 太田 浩司

八幡神社禰宜 小笠原宗壽

神職身分二級とする

九月十日 西山 峻爾

日吉神社宮司

神職身分二級上とする

十一月一日 岡崎 義弘

牛窓神社宮司 小川 暎興

大浦神社宮司 藤山知之進

新庄八幡宮宮司 福田 隆

羽黒神社宮司 河本 貞紀

鴻八幡宮宮司 佐伯 正禮

八幡神社宮司 三原 千幸

安仁神社宮司 太田 浩司

鶴崎神社宮司 山田 貫助

吉備津神社権禰宜 浅原タツエ

正八幡宮宮司 玉井宮東照宮宮司 佐々木講治

岡山県神社庁研修所研修講師を委

嘱する 岡山県 河本 貞紀

神社庁研修所主任講師を委嘱する

岡山県 太田 浩司

神社庁研修所訓育主任を委嘱する

吉備津神社権禰宜 山田 貫助

岡山県神社庁研修所雅楽講師を委

嘱する

教誨師委嘱

七月一日

松尾神社宮司 藤井 正勝

八幡神社宮司 西江 愈雄

岡山県神社庁駐在教誨師を委嘱す

神社庁辞令

七月一日

主事 瀧本 文典

事務局長を命ずる

七月二十日 吉備津彦神社総代 高生 堅

神宮大麻頒布推進委員を委嘱する

七月二十六日 住吉神社総代 中島 巖

神宮大麻頒布推進委員を委嘱する

八月一日 奥津神社宮司 岡本 光正

柏島神社宮司 龜山 昭三

天神社宮司 宮宅 林平

八幡神社宮司 小野 忠紀

木山神社宮司 岡本莊一郎

八幡神社宮司 水島 幸彦

岡山県神社庁一協議員を委嘱す

る

八月二十四日 鴻八幡宮総代 堀尾 信一

神宮大麻頒布推進委員を委嘱する

八月三十日 船川八幡宮総代 山中 京一

神宮大麻頒布推進委員を委嘱する

承認された神社

自 平成十七年五月一日
至 平成十七年十一月三十日

◎規則変更

六月十日 岡山市一宮 吉備津彦神社

(第四十条変更)

◎主要建物改築及び模様替え

六月十日 岡山市一宮 吉備津彦神社

(境内神社新築)

六月五日 美作市川上 大野神社

(社務所改築)

七月八日 倉敷市連島町 寅崎神社

(境内地編入)

七月十五日 岡山市西大寺一宮 安仁神社

(授与所新築)

八月九日 高梁市成羽町 諏訪神社

(本殿屋根葺替え)

八月二十三日

都窪郡早島町

(境内神社改築)

十月十八日

津山市坪井下

(本殿外三棟改築)

◎財産処分

五月十日

新見市千屋

(古損木伐採)

六月十四日

高梁市成羽町

(高圧電線鉄塔用地として売却)

八月五日

新見市千屋花見

(道路用地として売却)

九月二十七日

津山市一方

(道路用地として売却)

鶴崎神社

鶴坂神社

倉嶋神社

小坂神社

日吉神社

佐良神社

六月

雅楽自主研修(筆筭)

七月

研究所会議

八月

祭祀儀式部会

役員会

神青協広報部会

総代会監査

総代会役員会

神政連監査

神政連役員会

神青協役員会

総代会評議員会

委員会事務説明会

祭祀常任委員会

中国地区教化委員長会

災害見舞金審査会

こども伊勢まいりスタッ

フ会議

雅楽自主研修(龍筭)

女子神職会奉迎旗作成

雅楽自主研修(龍笛)

祭祀儀式部会

雅楽自主研修(龍笛)

庁舎建設終了報告祭

庁舎建設委員会解散式

協議員会

十七日

班弊式 神宮大麻頒布モ

デル支部推進会議

十八日

祭祀舞部会

十九日

女子神職会自主研修

二二日~二六日

中国地区中堅神職研修会

二四日

雅楽自主研修(龍笛)

二九日~三十日

中国地区教化会議

三十日

教化常任委員会

女子神職会役員会

三一日

雅楽自主研修

二日

神青協三役会

三日

祭祀委員会

四日

支部長会

五日

全国神社総代会

六日

こども伊勢まいりスタッ

フ会議

敬神婦人全国大会

雅楽自主研修(龍笛)

神青協奉迎旗作成

第二十五回世界連邦岡山

二二日

教化広報部会

教化委員会

神青協役員会

雅楽自主研修(龍筭)

二六日

祭祀舞部自主研修

二七日

神宮大麻頒布始祭

三十日

財務委員会

三日

月次祭

祭祀特殊神事部会

五日

雅楽自主研修(龍筭)

十三日

雅楽自主研修(龍笛)

十九日

雅楽自主研修(筆筭)

二十日

神社庁会計監査

二四日~二五日

中国地区神社庁職員研修

二七日

教化広報部会

祭祀舞部自主研修

役員会

女子神職会自主研修

神青協三役会

月次祭

神政連役員会

神青協広報部会

八月二十三日

都窪郡早島町

(境内神社改築)

十月十八日

津山市坪井下

(本殿外三棟改築)

◎財産処分

五月十日

新見市千屋

(古損木伐採)

六月十四日

高梁市成羽町

(高圧電線鉄塔用地として売却)

八月五日

新見市千屋花見

(道路用地として売却)

九月二十七日

津山市一方

(道路用地として売却)

六月

雅楽自主研修(筆筭)

七月

研究所会議

八月

祭祀儀式部会

役員会

神青協広報部会

総代会監査

総代会役員会

神政連監査

神政連役員会

神青協役員会

総代会評議員会

委員会事務説明会

祭祀常任委員会

中国地区教化委員長会

災害見舞金審査会

こども伊勢まいりスタッ

フ会議

雅楽自主研修(龍筭)

女子神職会奉迎旗作成

雅楽自主研修(龍笛)

祭祀儀式部会

雅楽自主研修(龍笛)

庁舎建設終了報告祭

庁舎建設委員会解散式

協議員会

十七日

班弊式 神宮大麻頒布モ

デル支部推進会議

十八日

祭祀舞部会

十九日

女子神職会自主研修

二二日~二六日

中国地区中堅神職研修会

二四日

雅楽自主研修(龍笛)

二九日~三十日

中国地区教化会議

三十日

教化常任委員会

女子神職会役員会

三一日

雅楽自主研修

二日

神青協三役会

三日

祭祀委員会

四日

支部長会

五日

全国神社総代会

六日

こども伊勢まいりスタッ

フ会議

敬神婦人全国大会

雅楽自主研修(龍笛)

神青協奉迎旗作成

第二十五回世界連邦岡山

二二日

教化広報部会

教化委員会

神青協役員会

雅楽自主研修(龍筭)

二六日

祭祀舞部自主研修

二七日

神宮大麻頒布始祭

三十日

財務委員会

三日

月次祭

祭祀特殊神事部会

五日

雅楽自主研修(龍筭)

十三日

雅楽自主研修(龍笛)

十九日

雅楽自主研修(筆筭)

二十日

神社庁会計監査

二四日~二五日

中国地区神社庁職員研修

二七日

教化広報部会

祭祀舞部自主研修

役員会

女子神職会自主研修

神青協三役会

月次祭

神政連役員会

神青協広報部会

庁務日誌抄

自 平成十七年七月一日
至 平成十七年十一月三十日

七月

一日 月次祭

五日 教化常任委員会
教化教宣部会

八月

一日 月次祭

三日 神宮崇敬会岡山県本部役
員会・評議員会

五日 女子神職会奉迎旗作成

八日 雅楽自主研修(龍笛)

十日 祭祀儀式部会

十一日 雅楽自主研修(龍笛)

十一日 庁舎建設終了報告祭

十一日 庁舎建設委員会解散式

協議員会

九月

一日 月次祭

二日 神青協三役会

五日 祭祀委員会

七日 支部長会

七日 全国神社総代会

七日 こども伊勢まいりスタッ

フ会議

八日 敬神婦人全国大会

八日 雅楽自主研修(龍笛)

十二日 神青協奉迎旗作成

十二日 第二十五回世界連邦岡山

十二日 県宗教者大会

十三日 二級上・二級辞令伝達式

十四日 雅楽自主研修(筆筭)

十五日 神青協祭祀研修会

十六日 中国地区祭式講師研修会

二十日 神政連代議員会

二二日 女子神職会庁内清掃奉仕

十月

三日 月次祭

五日 祭祀特殊神事部会

五日 雅楽自主研修(龍筭)

十三日 雅楽自主研修(龍笛)

十九日 雅楽自主研修(筆筭)

二十日 神社庁会計監査

二四日~二五日 中国地区神社庁職員研修

二七日 教化広報部会

二七日 祭祀舞部自主研修

二八日 役員会

女子神職会自主研修

神青協三役会

十一月

一日 月次祭

二日 神政連役員会

八日 神青協広報部会

八日 祭祀舞自主研修

十日 祭祀儀式部会

十日 女子神職会自主研修

十一日 雅楽自主研修(龍笛)

神職任免

就任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
17・7・1	美作市英田青野	青野神社	兼 宮司	小林 大介
17・7・1	玉野市山田	水守神社	兼 宮司	高畠 勝仁
17・7・1	笠岡市入江	稲荷神社	兼 宮司	榎原 愛
17・7・1	総社市福谷	姫社神社	本 宮司	小橋 亀久
17・7・1	総社市秦	石疊神社	兼 宮司	小橋 亀久
17・7・1	総社市秦	天神社	兼 宮司	小橋 亀久
17・7・1	総社市秦	八幡神社	兼 宮司	小橋 亀久
17・7・1	総社市井尻野	秋葉神社	本 禰宜	角田 泰子
17・7・1	津山市宮部下	久保神社	本 宮司	福嶋 昇
17・7・1	津山市宮部下	國司神社	兼 宮司	福嶋 昇
17・7・1	加賀郡吉備中央町細田	天津神社	兼 宮司	福嶋 昇
17・7・1	真庭市台金屋	大宮神社	兼 宮司	福嶋 昇
17・7・1	津山市坪井下	鶴坂神社	兼 宮司	森原 莊之
17・7・15	加賀郡吉備中央町竹部	愛宕神社	兼 宮司	藤井 守
17・7・15	倉敷市真備町尾崎	熊野神社	本 宮司	川上 哲治
17・7・15	倉敷市真備町妹	穴門山神社	兼 宮司	川上 哲治
17・7・15	倉敷市真備町服部	八幡神社	兼 宮司	川上 哲治
17・9・1	高梁市有漢町	諏訪神社	本 禰宜	井口 始宣
17・10・3	浅口郡里庄町大字里見	高岡神社	兼 宮司	志水 義則
17・11・1	真庭市蒜山下長田	長田神社	本 宮司	高見 右

十六日 臨時協議員会
 十七日 雅楽自主研修(龍笛)
 二二日 教化教宣部会
 教化広報部会
 教化事業部会

二二日 関係者大会実行委員会
 二四日~二六日 神宮新穀感謝祭団参
 二八日~二九日 全国教化会議(本庁)

退任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
17・6・30	玉野市山田	水守神社	本 宮司	近藤 司
17・7・1	総社市秦	八幡神社	本 宮司	小橋 亀久
17・7・1	津山市坪井下	鶴坂神社	本 宮司	福嶋 昇
17・7・15	吉備郡真備町大字尾崎	熊野神社	本 禰宜	川上 哲治
17・10・2	浅口郡里庄町大字里見	高岡神社	兼 宮司	桑野 純一
17・10・2	高梁市松原町松岡	八幡神社	本 宮司	小川 豊
17・10・31	赤磐市町荻田	熊野神社	本 禰宜	黒田 幹恵
17・10・31	真庭市蒜山徳山	徳山神社	兼 宮司	神田 泰二
17・10・31	真庭市蒜山下和	中和神社	本 宮司	武内 禎治
17・11・1	真庭市蒜山下見	加茂神社	本 宮司	高見 右
17・11・9	和気郡和気町吉田	八幡宮	本 宮司	宮本 明児
17・11・18	高梁市備中町布瀬	八幡神社	兼 宮司	高田 義隆
17・11・21	笠岡市北木島	諏訪神社	本 禰宜	河田 保
17・12・1	岡山市吉備津	吉備津神社	本 権禰宜	三橋 航

神職帰幽

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
17・10・2	高梁市松原町	八幡神社	本 宮司	小川 豊
17・11・21	笠岡市北木島町	諏訪神社	本 禰宜	河田 保

第三回 社報コンテスト 募集



平成十三年に神社本庁設立五十五周年記念事業として行われた「第二回社報コンテスト」に続き、神社本庁設立六十周年を記念して「第三回全国神社関係定期広報誌コンテスト（社報コンテスト）」の募集が左記の通り開始されました。教化活動の一環として社報を定期刊行されている神社は奮ってご応募ください。申込は神社本庁へ直接ご送付ください。

記

- 一、主催
神社本庁
- 一、募集対象
神社本庁包括下の神社が刊行する、原則として既刊三号以上の社報。但し、過去二回のコンテストに入選した作品（刊行物）は除く。
尚、今回は神社の社報のみに限定し、神社庁、崇敬会、奉賛会等の団体が刊行するものは対象外とする。
- 一、応募方法
所定の応募用紙に必要事項を

記入の上、最近発行した三号分の社報を添えて神社本庁教化部へ直接申し込む。

応募用紙は神社本庁に直接請求するか、インターネットで「神社本庁神職専用サイト」(URL <http://www.jinjahoncho.or.jp/motaoos/>) からダウンロードできます。

〒一五一〇〇五三 東京都渋谷区代々木一―二 神社本庁教化部「社報コンテスト」係

- 一、募集期間
平成十七年十一月一日 ～ 平成十八年三月三十一日まで（当日消印有効）
- 一、発表
平成十八年五月上旬に直接通知する。
- 一、賞
左の賞を設ける。
「統理賞」 一点
「入選」 若干
- 一、表彰
平成十八年五月開催の全国神社総代会代議員会にあわせ、統理賞受賞者を招いて表彰式を行う。
- 一、備考
本コンテストにあたり、応募作品の返却は行わない。

編集後記

◆岡山県神社庁庁報は昭和二十二年の創刊以来六十年弱を以て発刊百号を迎えた。創刊当時の片報はどのような物・内容であったか興味津々であったが、ザラ半紙一枚のガリ版印刷であった。内容も時代を反映し当初は、境内地贈与に関する記事、配給物、負担金の納入督促等々神社界の苦悩が感じられる。また、決算書を見ると、昭和三十年代半ば以降は毎年急激な増加が続けるなど、高度成長期には神社庁も財政的に大きく発展していたようである。創刊号から五十号までの表題だけでも公表したいと考えているが、今号だけでは難しく、次号への掲載を考慮している。

◆今回収集した庁報については、複写し神社庁に保管してある。失われていた古い庁報をご提供下さいました方々にこの場を借りてお礼を申し上げます。尚、十一号・二十号・三十三号・三十四号・三十六号・三十八号・四十一号・四十六号の八号が未入手である。お持ちの方は広報部までご連絡いただきたい。

◆「吉備の中山を守る会」の熊代建治氏から原稿を頂いた。吉備の中山を中心にしたさまざまな活動を通じて地域の文化を守り伝え、また、人々の交流を通じて地域の活性化に貢献しておられる様子をご紹介頂いた。

広報部長

